

公益社団法人シルバー人材センター江戸川区高齢者事業団利用規約

第1条(利用契約)

発注者(公益社団法人シルバー人材センター江戸川区高齢者事業団(以下「センター」という。))を通じてセンターの会員(以下「会員」という。))に業務を委託する者をいう。以下同じ。)は、センターを通じて会員に業務委託をしようとするときは、センターとの間で「公益社団法人シルバー人材センター江戸川区高齢者事業団利用契約」(以下「利用契約」という。))を締結するものとする。

第2条(就業条件)

1. 発注者がセンターを通じて会員に委託する業務(以下「会員業務」という。))に係る就業条件は、公益社団法人シルバー人材センター江戸川区高齢者事業団会員業務就業規約(以下「就業規約」という。))に定めるところによる。
2. 発注者は、会員に対して会員業務の対価として、就業規約に定めるところにより、センターから請求する会員業務委託料を支払うものとする。

第3条(マッチング)

1. センターと発注者との間で利用契約が締結されたときは、センターは、会員のうちから、会員業務の内容、会員業務の実施に必要な技能等を考慮して、会員業務を実施する会員(以下「業務実施会員」という。))を選定するものとする。
2. 発注者は、前項の規定により選定された業務実施会員に対して、センターを通じて会員業務を委託するものとする。

第4条(発注者及びセンターの責務)

1. センターは、業務実施会員が会員業務を円滑かつ適切に実施できるよう、発注者及び業務実施会員との連絡調整を行うものとする。この場合において、業務実施会員に対する連絡調整は、指揮命令に当たらない範囲で行わなければならない。
2. センターは、本規約に定めるセンターの業務(以下「センター業務」という。))の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもってセンター業務を実施するものとする。
3. 発注者は、本規約に定める義務のほか、業務実施会員が会員業務を行うに当たり、業務実施会員の安全の確保その他の就業環境の整備に取り組む責務を有し、センターは、業務実施会員に対する安全教育、業務実施会員に事故が発生した場合の対応及び業務実施会員が発注者又は第三者に対して負う損害賠償責任を担保する保険の提供を行う責務を有するものとする。

第5条(業務の対価)

1. 発注者はセンターに対して、センター業務委託料(センター業務の対価として、発注者とセンターが合意して定める金員をいう。以下同じ。)を支払うものとする。
2. センター業務委託料を定めた後に最低賃金の改定その他事情の変更があった場合は、発注者及びセンターは、双方協議の上、センター業務委託料の額を変更するものとする。

第6条(請求及び支払いの方法)

1. 発注者は、センター業務委託料を次のいずれかの方法で支払うものとする。
 - (1)センターが指定する金融機関口座への振り込み
 - (2)センターが指定するコンビニ収納代行サービスによる支払い
 - (3)発注者が指定する金融機関口座からの口座振替による支払い
 - (4)センター事務所における現金による支払い
2. 支払いに係る手数料は、前項第1号の場合は発注者の負担とし、同第2号および第3号の場合はセンターの負担とする。
3. 支払期限は、本条第1項第1号、第2号および第4号の場合は業務実施月の翌月末日(金融機関等およびセンターが休業日の場合には翌営業日)とし、本条第1項第3号の場合は、業務実施月の翌々月4日を振替日とする。

第7条(解除)

1. 発注者およびセンターは、本契約期間中といえども、相手方に対し6週間前に通知することで、本契約を解除することができる。この場合、相互に損害賠償その他金銭請求をすることはできない。

第8条(会員の業務履行不能による猶予期間)

1. センターは、業務実施会員による会員業務が履行不能となった場合は、同会員の就業不能日の翌日から起算して2週間以内(以下「猶予期間」という。)に同会員ないし他の会員によって当該契約業務を再開し、会員業務を完遂するものとする。発注者は、センターに対し猶予期間内における当該契約業務の実施を免除するものとする。なお、猶予期間内の業務免除に関し、発注者は、センターに対し損害賠償その他名目の如何を問わず何らの金銭請求をすることはできない。

第9条(権利・義務の移転の禁止)

1. 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならない。

2. 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

第10条(守秘義務・個人情報管理)

1. 発注者及びセンターは、相手方の秘密を第三者に漏えいしてはならない。
2. 発注者及びセンターは、相手方又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
3. 前2項の規定は、センター業務の終了後においても、なお効力を有するものとする。

第11条(損害賠償)

発注者及びセンターは、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、当該契約代金を上限として、その損害を賠償する責任を負うものとする。

第12条(暴力団等の排除)

1. センターは、発注者が以下の各号の一に該当する者であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、センターまたはセンターの関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき
2. センターは、前項の規定により、本契約を解除した場合には、発注者に損害が生じてもセンターは何らこれを賠償ないし補償することを要せず、また、かかる解除によりセンターに損害が生じたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。